

いわき市教育旅行誘致促進事業助成金交付要綱を次のように制定する

令和4年4月1日制定

## いわき市教育旅行誘致促進事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市内のホテル及び旅館等(以下「宿泊施設」という。)に宿泊し、本市内の観光施設等を見学する教育旅行を誘致することによる観光の振興及び地域の活性化を図ることを目的とする、いわき市教育旅行誘致促進事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、いわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「教育旅行」とは、市外の、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するもののうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校が学校行事の一環として行う旅行(市内の宿泊施設に宿泊し、市内の観光施設等を見学するものに限る。)をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により登録を受けている、教育旅行を催行する旅行業者とする。

### (助成対象事業の要件)

第4条 助成金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該年度内に行われる教育旅行であること。
- (2) 市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内の観光施設等を1施設以上利用すること。
- (3) 教育旅行に参加する児童又は生徒数が30名以上であること。(特別支援学校を除く。)
- (4) 国、地方公共団体その他公的な機関から本事業と同様の性質を持った補助金、助成金その他資金援助を受けていないこと。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、教育旅行に参加する児童又は生徒数に1,000円を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。ただし、一の年度内に同一申請者（営業所又は支店からの申請を含む。次項において同じ。）からの再度の申請の場合は、10万円を上限とする。

2 一の年度における同一申請者の交付申請は、2回を限度とする。

(申請書の提出期日)

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、助成金の交付を受けようとする日前10日とする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書は、教育旅行実施計画書（第1号様式）とする。

(事業計画の軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、事業計画の目的達成に支障のない変更であり、かつ、変更することによってより効果的になるものとする。

(収支予算書等の提出の省略)

第8条 規則第4条1項の収支予算書、前年度決算書の提出については、これを省略することができるものとする。

(着手届の提出の省略)

第9条 規則第10条の補助事業着手届の提出については、これを省略することができるものとする。

(実績報告書の添付書類)

第10条 規則第12条第2号に規定する書類は、事業の成果を証する書類とする。

(関係書類の整備)

第11条 補助対象団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。